

～後期高齢者医療被保険者（おもに75歳以上）の皆さんへ～

被保険者の皆さんへのお知らせ

7月中旬に「資格確認書」「資格情報のお知らせ」をお届けします

⊕ 令和8年8月からは、年齢やマイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用すること）の利用実績によって「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを交付します。

- 85歳以上の方全員
手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中旬にお届けします。
- 84歳以下でマイナ保険証を利用していない方（マイナ保険証を持っていない方も含みます）
手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中旬にお届けします。
- 84歳以下でマイナ保険証を利用している方
「資格情報のお知らせ」をお届けしますが、「資格情報のお知らせ」だけでは受診できないため、マイナ保険証を使って受診してください。
※マイナ保険証と「資格確認書」の併用は原則できません。

⊕ 新しい「資格確認書」等は、黄緑色の封筒で7月13日(月)頃からお届け予定です。

⊕ 「資格確認書」の有効期限は毎年7月31日です。
お手元の「資格確認書」の有効期限をよく確かめて、誤って有効な「資格確認書」を処分しないようにご注意ください。
※新しい「資格確認書」の有効期限は令和9年7月31日です。

令和8年度の後期高齢者医療保険料について

令和8年度の保険料額決定通知書（1年分の保険料のお知らせ）を7月中旬頃にお届けします。
保険料は、被保険者1人ごとに、令和7年中の所得の額に応じて島根県後期高齢者医療広域連合が決定しています。
なお、これまでの「基礎賦課額分（医療分）」に加え、「子ども・子育て支援納付金（子ども分）」が新設されました。

医療分の年間保険料額
(限度額 85 万円)

=

均等割額
被保険者1人あたり
57,170 円

+

所得割額

前年中の総所得金額等
- 基礎控除額 43 万円

× 所得割率
10.02%

+

子ども分の年間保険料額
(限度額 2 万 1 千円)

=

均等割額
被保険者1人あたり
1,370 円

+

所得割額

前年中の総所得金額等
- 基礎控除額 43 万円

× 所得割率
0.26%

||

令和8年度の年間保険料

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下	医療分	7 割 2 分
	子ども分	7 割
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + 31 万円 × (被保険者数) 以下	医療分	5 割
	子ども分	
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + 57 万円 × (被保険者数) 以下	医療分	2 割
	子ども分	

制度について詳しくは、新しい資格確認書等に同封する『後期高齢者医療制度のしおり』をご覧ください。

【問い合わせ先】市保険課 保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215 ☎ 24-0180

23 広報ますだ 令和8 2026年 7月号